

平成24年度三原市社会福祉協議会事業計画

【基本方針】

平成23年3月11日の東日本大震災に直面し、地域での繋がり的重要性を再確認させられました。誰もが住み慣れた地域で安心して生活をしていくためには、今改めて地域の自主性や創意工夫に基づいた支え合い活動が求められており、これまで社会福祉協議会が長年取り組んできた、「小地域福祉活動（共助）」による様々な取り組みが効果的な手法として期待されています。

こうした情勢の中で、地域福祉推進の目的を具体化するため“場づくり”“活動づくり”“人づくり”“つながりづくり”の4本柱に則した事業を住民組織、関係機関、団体等との連携を図りつつ推進します。特に、小地域福祉ネットワークの推進を図るため、地域見守り体制の強化や常設サロンなどの地域の拠点機能の強化を図り、地域の福祉課題を発見、解決していく仕組みを地域と協働してつくっていきます。

また、判断能力が十分ではないと思われる人の尊厳や権利を擁護する福祉サービス利用援助事業、成年後見事業の充実を図り、利用者が安心して適切なサービスが利用できるよう支援し、質の高い自立支援活動の展開に努めます。

介護サービス事業については、介護を必要とする人の増加や介護内容の多様化・長期化等、社会全体にとっての緊急な課題となっています。今後も、サービスを必要とする人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、質の向上を図るとともに、経営努力を積み重ね、より安心で安定したサービスが提供できるよう努めます。

【重点目標】

1. 地域福祉活動計画に基づく地域福祉事業の推進
2. 小地域福祉ネットワーク事業の推進
3. 小地域福祉活動を担う人材育成と活動の拡充
4. 介護保険事業所のサービスの向上と効率的運営
5. より適正な法人運営と経営機能の強化

【事業内容】

1. 地域福祉活動の推進に関すること

地域課題や生活支援ニーズの増加・多様化は、公的サービスや地域の支え合いだけでは難しい状況となってきており、地域住民自らが主体的に、地域課題を発見、共有し、解決に向けた取り組みが出来る、地域福祉のネットワークづくりが一層重要となっています。このような状況の中で、本年度も住民組織によるネットワークの構築と新たな人材の確保、福祉団体、専門機関等とも連携した新たな小地域福祉活動の取り組みなど、地域住民や地域の社会資源を生かした取り組みを継続します。

(1) 小地域福祉活動の充実

- ① ふれあい・いきいきサロン事業の拡充と休・廃止地域への支援
- ② 地域子育て支援サロン事業の拡充
- ③ 介護予防事業の取り組みによる小地域福祉活動へのきっかけづくりの推進
- ④ 近隣互助応援活動「ほっとはと」の拡充
- ⑤ お正月を一人で過ごされる一人暮らし高齢者に「おせち料理」を届ける活動の推進

(2) 地域の福祉力向上の為の小地域福祉ネットワークづくりの推進

- ① 地域見守りサポート推進事業の拡充
- ② 地域福祉懇談会、座談会の開催
- ③ 行政、高齢者相談センターや民生委員児童委員活動など関係機関との連携
- ④ 地区社会福祉協議会（町内会・自治会等）活動との連携

- ⑤「地域の福祉をすすめる会」との連携
- ⑥常設サロン「ひよりや」の地域の拠点性、機能の強化
- ⑦小地域福祉活動推進のための「地域あんしん会議」の充実・拡充

(3) 小地域福祉活動を担う新たな人材育成と地域福祉啓発活動の推進

- ①地域福祉推進リーダー養成講座，フォローアップ講座の開催
- ②生活・介護支援サポーター養成講座，フォローアップ講座の開催
- ③近隣互助応援活動「ほっとはーと」協力員の養成・育成
- ④認知症高齢者やすらぎ支援員の養成・育成
- ⑤高齢者生きがいの場づくり事業（名人学校・すごい人 BANK）の推進
- ⑥サロン支援ボランティア養成・育成
- ⑦地域福祉講演会の開催

2. 相談支援・権利擁護事業の推進に関すること

一人ひとりが自分らしく生活するため，総合的に解決を図る相談活動・福祉サービスの利用援助・成年後見等の権利擁護事業を推進します。また，地域福祉課題を解決するために，民生委員の相談活動や行政，高齢者相談センター等の相談窓口と連携強化を図ります。

さらに，障害者生活支援センターにおいては，障害のある方やそのご家族の相談窓口として，必要な情報の提供及び助言，障害福祉サービスの利用支援や調整等を行うとともに，権利擁護のために必要な援助を行い，障害のある方の自立と社会参加の促進を図ります。

(1) 心配ごと相談事業に関すること

- ①心配ごと相談所の定期開設
- ②専門相談の充実と関係機関との連携
- ③相談員の研修の充実

(2) 生活支援貸付事業に関すること

- ①生活福祉資金（総合支援資金・教育支援資金・福祉資金・不動産担保型生活資金），臨時特例つなぎ資金の貸付・支援・指導（償還）
- ②緊急つなぎ資金貸付事業

(3) 福祉サービス利用援助事業「かけはし」に関すること

- ①福祉サービスの利用援助，日常的な金銭管理，通帳，保険証等の預かりサービス
- ②運営委員会の開催と関係機関の連携
- ③関係機関連絡会の開催
- ④生活支援員の育成・研修
- ⑤事業の啓発と相談機能の強化

(4) 成年後見事業に関すること

- ①相談・支援活動の充実
- ②事業の啓発と周知

(5) 障害者生活支援センター「ドリームキャッチャー」に関すること

○相談支援事業

- ①一般相談支援
 - ・福祉制度の情報提供や社会資源の活用など生活全般に関すること
 - ・ピア・カウンセリング（当事者による相談）に関すること
 - ・地域移行支援・地域定着支援に関すること
 - ・生活アシスタント事業に関すること（生活協力員の派遣）
 - ・居住サポート事業に関すること（障害者の居住確保）
- ②計画相談支援
 - ・サービス等利用における計画作成に関すること
- ③障害児相談支援
 - ・通所支援に関すること

- ・障害児の生活全般に関すること
- ④虐待等専門的な相談支援
- ⑤巡回相談(本郷町・久井町・大和町)
- ネットワーク推進事業
 - ・三原市地域自立支援協議会の運営に関すること
 - ・障害者ケアマネジメント推進に関すること
 - ・広域ケアネットワークに関すること
 - ・事業の啓発
- 生活支援事業
 - ①障害者自立生活教室
 - ②家族支援講演会
 - ③地域活動支援センターとの協働
- 地域活動支援センター事業
 - ①当事者・家族の活動支援
 - ②個別支援計画の作成
 - ③サロン活動の支援
 - ④教室・講座等の企画運営

3. 福祉ボランティアのまちづくり事業の推進に関すること

各種講座等を通して、人材の発掘・育成に努めます。また、三原市ボランティア・市民活動サポートセンターを拠点として、ボランティア活動、市民活動を支援し、関係機関をつなぎ協働のまちづくりを促進します。また、災害発生時に効果的に生活支援ができる体制を整備します。

(1) 市民啓発推進事業

- ①みはら福祉大会の開催
- ②「ボランティア祭り」の開催
- ③福祉展の開催
- ④「みはらふくし情報」の定期発行
- ⑤「ぼらせんだより」の定期発行

(2) 養成研修事業

- ①ボランティア入門講座
- ②ボランティアスキルアップ講座
- ③災害ボランティア講座
- ④点訳ボランティア養成講習会
- ⑤朗読録音ボランティア養成講習会
- ⑥手話ボランティア養成講習会
- ⑦要約筆記ボランティア養成講習会
- ⑧NPO法人勉強会

(3) 登録・調整・派遣事業

- ①手話通訳者設置事業の運営
- ②手話通訳者派遣事業の実施
- ③要約筆記奉仕員派遣事業の実施
- ④重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業の実施

(4) ボランティアの組織化事業

- ①三原市ボランティア連絡協議会活動の支援
- ②ボランティアの組織化と活動支援

(5) 三原市ボランティア・市民活動サポートセンター事業の推進

- ①ボランティア・市民活動サポートセンター運営委員会の開催
- ②ボランティア活動を含む市民活動の推進

- ③ボランティアグループと市民活動団体との連携・協働
- ④60分ボランティア学習の開催
- ⑤市民活動等の情報発信
- ⑥ボランティア保険への加入促進
- (6) 被災者生活サポートボランティア活動の推進
 - ①三原市被災者生活サポートボラネット推進連絡会議の開催
 - ②広島県被災者生活サポートボラネット推進会議との連携

4. 福祉教育に関すること

市内の小・中学校を福祉推進協力校として指定し、福祉教育の推進に努めます。また、福祉を体験する場として福祉施設体験学習を実施すると共に、学校での福祉体験学習への支援を行います。

- (1) 社会福祉推進校の指定と連絡協議会の開催
- (2) 社会福祉施設「夏期体験学習」活動の推進
- (3) 福祉体験学習の充実と関係機関との連携
- (4) 社会福祉士等養成専門学校等の実習生の受入

5. 児童福祉に関すること

三原市地域子育て支援センター「ぽぽら」を拠点として、子育ての相談、子育ての情報提供を行います。また、新規子育てサロンの立ち上げを支援し、相談窓口として機能する仕組みをつくりまします。

- (1) 三原市地域子育て支援センター「ぽぽら」の運営
- (2) 児童交通安全対策の為に交通安全帽子の寄贈
- (3) 児童の健全育成の推進

6. 老人福祉に関すること

高齢者が地域で安心して生活できるよう、介護予防や認知症等介護者家族支援を推進します。

- (1) 生きがいデイサービス事業（小佐木地区）
- (2) 認知症高齢者家族やすらぎ支援事業
- (3) 家族介護者交流事業
- (4) 男性料理教室の開催
- (5) 福祉機器貸出事業の推進

7. 障害者(児)福祉に関すること

要援護者に対するネットワーク（支援体制）組織の構築に努めます。また、当事者組織の活動を支援し、障害者福祉の増進に努めます。

- (1) 三原市福祉のまちづくり推進協議会の活動支援
- (2) 障害者（児）の福祉を進める活動
- (3) 視覚障害者の福祉を進める活動
 - ・点字・録音広報等発行事業
- (4) 聴覚・言語障害者の福祉を進める活動
 - ・ろうあ者の日常生活を支援する「手話通訳者」の活動充実
- (5) 精神障害者福祉を進め、医療・保健・福祉との連携活動
 - ①「やさしい精神保健講座」等市民啓発の推進
 - ②精神保健福祉ネットワーク「こころネットみはら」への運営参画
- (6) 障害者スポーツの育成と支援活動

- ・障害者スポーツフェスティバルの開催
- (7) 移送サービス事業の運営
- ・わかくさ号等(リフト付自動車・スロープ式軽自動車)による障害者、高齢障害者の移送サービスの充実

8. 社会福祉調査・広報活動に関すること

福祉活動の理解と促進のために、情報提供に努めます。また、広報モニター事業を通じて、新しい情報・提案を共有し、事業活動に活かします。

- (1) 社協機関紙「ええまちみはら」の発行
- (2) 社協ホームページの有効活用
- (3) 広報モニター事業の推進
- (4) 社協活動情報の効果的な広報活動の推進

9. 共同募金運動に関すること

共同募金は、小地域福祉活動や福祉団体・ボランティアの活動支援の財源として有効に活用しています。町内会・自治会・民生委員・福祉団体・ボランティア団体・学校等の協力を得て10月1日から募金運動を展開します。

- (1) 戸別募金の増強と特別募金(法人・大口)、職域募金の開拓
- (2) 街頭募金、チャリティーバザー等の募金活動の実施
- (3) 広報活動の推進

10. 日本赤十字事業の拡充強化の協力に関すること

日本赤十字社は、赤十字の人道的使命に基づき、国内外問わず活発に事業活動に取り組んでいます。日赤三原地区は、地域においてその一翼を担う組織として、広く市民の理解と協力を得て、組織と財政の根幹をなす社員を増強し、安定的な社資の増強を図る責務を担っており、その目的を全うするために、毎年5月1日から、社資募集を開始しています。

- (1) 日本赤十字社員制度の普及と増強
- (2) 三原・本郷赤十字奉仕団の育成強化と活動の推進

11. 三原市高齢者相談センター「はーもにー」(北部地域包括支援センター)に関すること

久井町・大和町・八幡町の高齢者等の保健・医療・福祉の増進を包括的に支援する地域の中核的機関として、機能の充実に努めます。また、各関係機関・団体と連携を図り、高齢者の地域ケアのネットワーク事業や総合相談事業を推進します。

- (1) 地域ケア推進事業
 - 医療・介護・福祉専門職の地域ケア会議(年4回社協と協働)の開催
- (2) 予防給付・介護予防事業ケアマネジメント業務
 - 要支援者(予防給付)・二次予防高齢者(介護予防事業)の対象者にケアプラン作成・サービス利用の援助
- (3) 総合相談支援業務
 - ① 高齢者の総合相談援助に関すること
 - 大和地域センターにも高齢者の総合相談窓口設置
 - ② 高齢者実態把握に関すること
- (4) 権利擁護・成年後見制度支援業務
 - ① 高齢者の人権や財産を守る権利擁護に関すること
 - ② 虐待の早期発見・防止に関すること
- (5) 包括支援・継続的ケアマネジメント支援業務
 - ① 介護支援専門員の支援に関すること

②地域ケアネットワークの構築に関すること

③困難事例への指導・助言に関すること

1 2. 介護サービス事業に関すること

各事業所の充実を図り、利用者やその家族から信頼され選ばれるサービスを目指し、質の向上を図るとともに、効率的な経営の維持に努めます。

(1) 居宅介護支援事業の充実（梅林・久井・大和）

・ケアプラン（介護サービス計画）の作成

(2) 訪問介護事業の充実（梅林・久井・大和）

・身体介護（入浴・排泄・食事等の介助）、生活援助（調理・洗濯・掃除・買物等の援助）の提供

(3) 通所介護事業の充実（梅林・久井・大和）

・レクリエーションや日常生活動作訓練、食事や入浴のサービスの提供

(4) 訪問入浴介護事業の充実（梅林・久井）

・自宅に浴槽を持ち込んで行なう入浴介護サービスの提供

(5) 障害児通所支援事業の充実（ぼぼら）

・日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得、集団生活への適応訓練

(6) 障害者訪問介護・障害者通所介護の充実

・障害のある人々が必要とする訪問介護・通所介護サービスの提供

(7) 身体障害者訪問入浴サービス事業の充実

・身体障害者を対象に、自宅に持ち込んだ浴槽で入浴介護サービスの提供

(8) 介護予防サービスの充実

・要介護度が上がるのを防ぎ、生活機能を向上させるサービスの提供

(9) 介護サービス事業所の効率的な経営

・効率的経営で安定した事業所の確立

1 3. 社協組織の基盤強化と活動財源の確保に関すること

地域福祉を的確に推進のために、健全な財政基盤の確立と人材育成に努めます。

(1) より適正な資金の運用と積立金の有効な運用

(2) 役員・評議員研修及び職員研修による資質の向上

(3) 社協会員の加入促進

(4) 三原市との連携・協働体制の強化